

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月18日付け海建用第77号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年12月25日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 競争入札契約書は「作成又は取得していない」の理由による非開示であるが、実際は公図訂正を完了させていることから随意契約又は入札契約以外の契約があるはずがない。
- (2) 県は、平成 12 年 4 月 1 日付けで社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱」という。）と単価契約を締結している。県は、平成 12 年 10 月 3 日付けで公嘱理事長に委任状を出し、「不動産登記委託の件、登記嘱託書に添付した書類の原本還付請求及び受領に関する件、登記嘱託書の補正又は取り下げに関する件」を処理する権限を委任するとしている。ところがこの委任には、土地家屋調査士に、復代理人として委任する件は委任していない。しかし、同日付けで公嘱は土地家屋調査士〇〇〇〇氏に復代理人として地図訂正申し出に関する件を新たに加えた 4 件を委任している。
- (3) 県と代理人は随意契約であったが、法律上随意契約できる範囲を遥かに超えているため、競争入札での業者選定が必要である。
- (4) また、県は、第 7110 号文書は「平成 18 年に廃棄した」と架空事実を捏造している。県との無契約土地家屋調査士が作成した公文書による公図訂正同意書は、無効公文書の可能性があり、「平成 18 年に廃棄した」は取り消す必要がある。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会への提出資料並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

和歌山県は、地図訂正業務について、公嘱と単価契約を締結しており、土地家屋調査士〇〇〇〇個人と和歌山県が競争入札において契約を締結した事実はない。異議申立人に対しても、請求文書を特定し、非開示決定をするに当たっては、土地家屋調査士〇〇〇〇と和歌山県はこの地図訂正に関する契約はしておらず、公嘱との地図訂正業務委託単価契約により地図訂正を行った旨を説明している。

異議申立人主張のように、確かに平成 12 年 10 月 3 日付け和歌山県から公嘱理事長あての委任状には「四 前記各号に掲げる行為について復代理人を選任する件」が記載されていない。しかし、平成 12 年 4 月 1 日付け地図訂正業務委託単価契約書別紙の地図訂正業務仕様書第 8 条第 1 項の規定では「受託者は、申し出に関する代理権を受託者の選任する復代理人に授与できるものとする。」とされており、委任状に記載がないことをもって、公嘱が〇〇〇〇を復代理人として選任した事実が違法又は不当な行為とは考えていない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、土地家屋調査士〇〇〇〇と和歌山県が契約した競争入札契約書が求められている。

実施機関の説明によると、地図訂正業務については、公嘱と単価契約を締結しているとのことであり、この点については、異議申立人自身も異議申立書に記載していることから既知の事実である。

県と公嘱との契約書には「受託者は、申し出に関する代理権を受託者の選任する復代理人に授与できるものとする。」との条項があり、公嘱が〇〇〇〇を復代理人として選任したとの実施機関の説明に特段不合理な点はない。そうすると、〇〇〇〇と県が直接契約を締結した事実はないと考えるのが相当である。

以上から、土地家屋調査士〇〇〇〇個人と和歌山県が直接契約を締結した事実はないのであり、対象となる公文書は存在しないことから、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 1 月 6 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 2 月 5 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 26 年 2 月 17 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 10 月 13 日	○審議
平成 29 年 10 月 26 日	○実施機関からの資料を受理
平成 29 年 11 月 2 日	○審議
平成 30 年 1 月 11 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 1 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 30 年 1 月 31 日	○審議
平成 30 年 3 月 6 日	○審議
平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 3 月 23 日	○異議申立人からの追加意見を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 30 年 10 月 2 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 6 日	和歌山県は平成 13 年和歌山市上三毛字東山田公図訂正の件について土地家屋調査士〇〇〇〇氏に委嘱していない為、平成 13 年 1 月 15 日付、地図訂正同意願書、受付番号海建第 7110 号は無効であり、地図訂正も無効である。土地家屋調査士〇〇〇〇と和歌山県が契約した競争入札契約書。